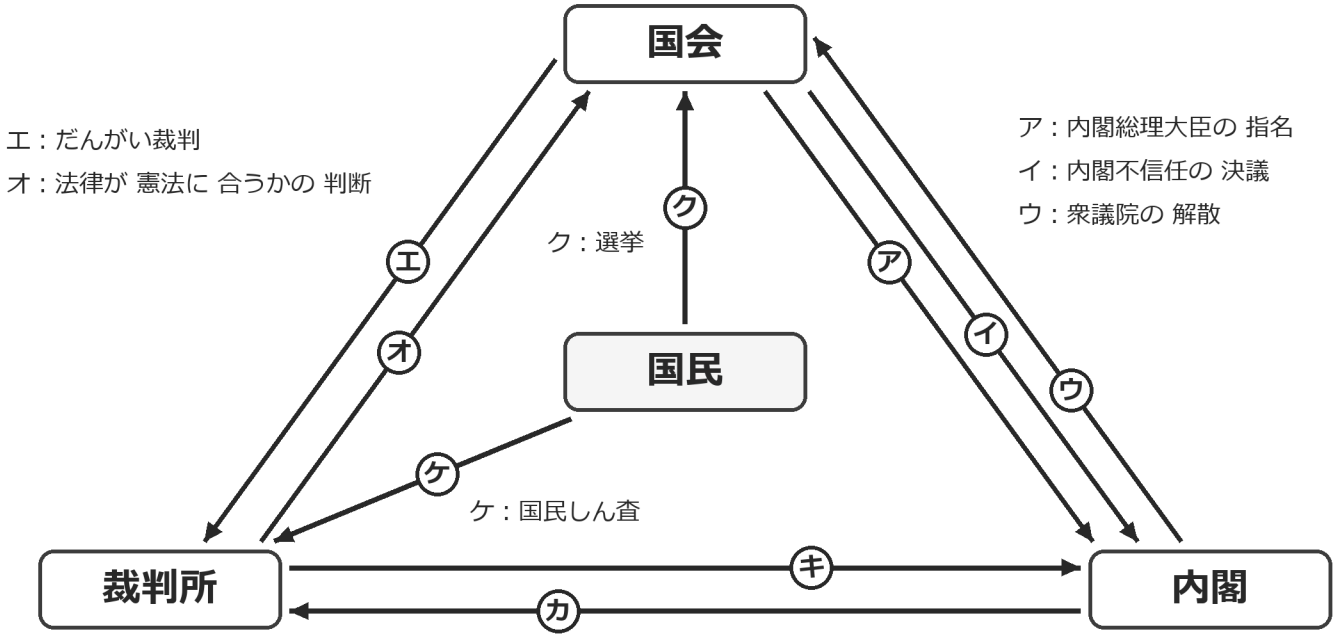
出来事を 三権の 図に あてはめよう ①

なまえ ＿＿＿＿＿＿＿＿

小6／ニュースのような 出来事は、どの 矢印の はたらき？

ひづけ ＿＿＿＿＿＿＿＿

図の 矢印は、「はたらきかける がわ」から「はたらきかけられる がわ」への はたらきです。
（1）～（7）の 出来事は、どの 矢印の はたらきですか。記号で 答えましょう。使わない 矢印も あります。



（1）衆議院で、「今の 内閣には これ以上 政治を まかせられない」という 決議が 可決された。 □

（2）最高裁判所が、「ある 法律の 一部は、日本国憲法に 反している」という 判決を 出した。 □

（3）衆議院議員の 総選挙の 日、投票所で「やめさせた ほうが よい 裁判官」の らんに ×を 書く 用紙が 配られた。 □

（4）国会で、国会議員の 中から、新しい 内閣総理大臣に なる 人が 選ばれた。 □

（5）内閣が、任期の とちゅうで 衆議院議員を 全員 いったん やめさせ、選挙を やり直す ことに した。 □

（6）つとめに ひどく 反する 行いを した 裁判官を やめさせるか どうかを、国会議員で つくる 裁判所で 決めた。 □

（7）裁判所が、内閣の 定めた きまり（政令）が 憲法に 合っているか どうかを 判断した。 □

（8）もし 図の オの はたらきが なかったら、どんな こまった ことが 起こる おそれが ありますか。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

いちごドリル プリント

つづきの無料プリント
「小学社会」のプリント一覧がひらきます

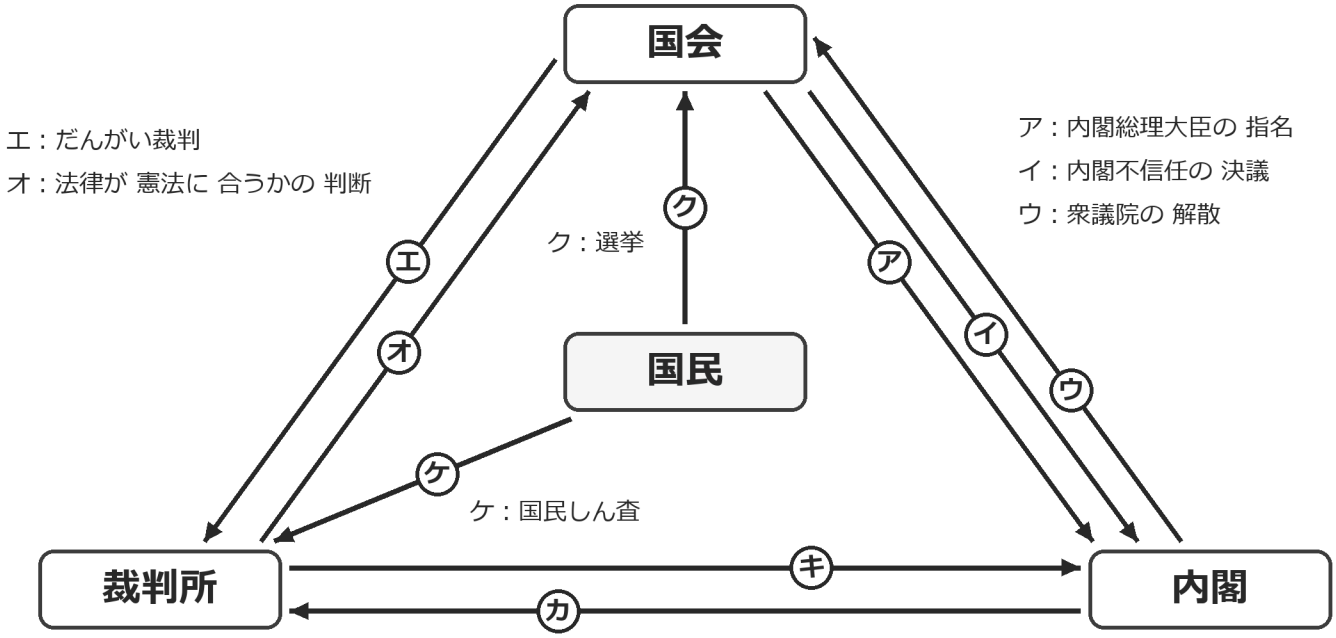
出来事を 三権の 図に あてはめよう ①【こたえ】

なまえ ＿＿＿＿＿＿＿＿

小6／ニュースのような 出来事は、どの 矢印の はたらき？

ひづけ ＿＿＿＿＿＿＿＿

図の 矢印は、「はたらきかける がわ」から「はたらきかけられる がわ」への はたらきです。
（1）～（7）の 出来事は、どの 矢印の はたらきですか。記号で 答えましょう。使わない 矢印も あります。



（1）衆議院で、「今の 内閣には これ以上 政治を まかせられない」という 決議が 可決された。 **イ**

（2）最高裁判所が、「ある 法律の 一部は、日本国憲法に 反している」という 判決を 出した。 **オ**

（3）衆議院議員の 総選挙の 日、投票所で「やめさせた ほうが よい 裁判官」の らんに ×を 書く 用紙が 配られた。 **ケ**

（4）国会で、国会議員の 中から、新しい 内閣総理大臣に なる 人が 選ばれた。 **ア**

（5）内閣が、任期の とちゅうで 衆議院議員を 全員 いったん やめさせ、選挙を やり直す ことに した。 **ウ**

（6）つとめに ひどく 反する 行いを した 裁判官を やめさせるか どうかを、国会議員で つくる 裁判所で 決めた。 **エ**

（7）裁判所が、内閣の 定めた きまり（政令）が 憲法に 合っているか どうかを 判断した。 **キ**

（8）もし 図の オの はたらきが なかったら、どんな こまった ことが 起こる おそれが ありますか。

憲法に 合わない 法律が 国会で 作られても、それを 止めたり 正したり できない。

（1）衆議院（国会）→ 内閣。「信任しない」＝不信任の 決議（憲法69条）。　（4）国会 → 内閣（67条）。
（2）法律を 作るのは 国会なので、裁判所 → 国会（81条）。（7）政令は 内閣が 定めるので、裁判所 → 内閣（81条）。
（3）最高裁判所の 裁判官への 国民しん査（79条）。「選挙」の クと まちがえやすい。
（5）内閣 → 国会の 衆議院の 解散（7条・69条）。そのあと 選挙が あっても、はたらきは 解散。
（6）国会 → 裁判所の だんがい裁判（64条）。　使わない 矢印は カ（内閣 → 裁判所）と ク（国民 → 国会）。
（8）こたえは 一つの れいです。次の 2つが 書けて いれば 正かい（どんな 言いかたでも よい）。
□ 憲法に 合わない 法律が 作られる　□ それを 止めたり 正したり できない
「国会が 何でも 決められる（行きすぎを おさえられない）」も 正かい。2つ 書く 問いなので、片方だけは 半分の 点。